

令和5年度 夕張市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、夕張市においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、夕張市の全ての機関とする。

3 調達にあたっての基本的な考え方

この方針において調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がいのある方を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）

① 障がい者の雇用者数が5名以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等

夕張市において障がい者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、障がい者就労施設等が受注可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

食品、事務用品、記念品、啓発用品等

(2) 役務

クリーニング、印刷業務、管理業務、施設の清掃業務等

5 調達目標

予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ、調達実績の有無にかかわらず、できる限り幅広い分野から調達することとし、前年度実績を目標に、それを上回るよう努める。

6 調達の推進方法

(1) 障がい福祉担当課は障がい者就労施設等が提供可能な物品等の情報を各部署に周知する。各部署の発注担当者は調達の推進に努める。

(2) 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号の規定による随意契約を活用する。

7 調達に当たっての配慮

(1) 物品等の調達に際しては、透明性、公平性の一層の確保に努める。

(2) 調達に当たっては、シルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら進める。

8 公表

毎年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要をホームページ等で公表する。